平成２４年（フ）第２１４２号
福岡市中央区荒戸３丁目４番76―901号
債務者　古川早百里
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１６２号
福岡県朝倉市屋永2563番地
債務者　井上　毅
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２２２号
福岡県春日市大谷８丁目94番地１　フローライン大谷Ｂ―202号
債務者　山部信太郎
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２３２号
福岡県太宰府市観世音寺１丁目10番６号
債務者　棒谷　朋子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３２９号
福岡市博多区博多駅東１丁目２番２―203号
債務者　水谷　一夫
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３９８号
福岡県古賀市舞の里３丁目８番20号
債務者　高田　敦子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３３４号
福岡県久留米市上津１―８―15　介護老人保健施設久英荘方、住民票上の住所福岡県久留米市天神町34番地１　第一アパート２Ａ―１
債務者　坂井　蓉子
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第５０５号
大分市大字里2179番地　ロッヂ宮法師Ｅ505
債務者　吉岡　博文（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５１６号
大分市西大道２丁目１番50号　コーポまるひろ105
債務者　吉武　一實
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８２５号
福岡県福津市西福間３丁目29番27号、住民票上の住所福岡市東区塩浜１丁目８番２号
債務者　高宮　和秀
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦397番地
債務者　林田　慎二
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第４６３号
大分市大字葛木807番地の９、従前の住所大分市大字三佐2120番地の１
債務者　衛藤　恵子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４８２号
大分市大字森町593番地の２
債務者　大山みゆき
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５１０号
大分市大在中央２丁目２番３号　オクタヴィアＬ402
債務者　松尾ゆかり
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８２号
北海道中川郡幕別町寿町２番地の61
債務者　柴田　雅洋
1　決定年月日時　平成25年１月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第６４１０号
大阪府八尾市恩智南町２丁目99番地の１　ハピネス松岡301号
債務者　江﨑利美子
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３３号
岡山市中区湊137番地13
債務者　藤井　幸恵
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部